［削る］	4　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注２後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
4　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。	5　注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
［削る］	6　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
［削る］	7　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
5　［略］	8　［同左］
様式第14（第２条第１項関係）	**様式第14**（第２条第１項関係）
［表　略］	［表　同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］
3　他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に提供している基地局数を記載すること。	3　他の電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局を提供している場合は、「参考事項」の欄に電気通信事業者の別ごとに提供している基地局数を記載すること。
4　他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に提供を受けている基地局数を記載すること。	4　他の電気通信事業者から、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により基地局の提供を受けている場合は、「参考事項」の欄に電気通信事業者の別ごとに提供を受けている基地局数を記載すること。
5　注３及び注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。	5　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
［6　略］	［6　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。